

不動産学の魅力

明海大学 不動産学部

第3回



前田 真虎
不動産学部4年

大学の海外研修でハワイを訪問し、アメリカの不動産事情について学ぶ機会を得た。その際、アメリカでは売主・買主双方に専門家であるエージェントが入り、契約をする仕組みになつていると聞いた。それぞれ

のエージェントが依頼主によつて最良の結果になるよう取り組

むようになっている。このことを知り日本宅建物取引士の立ち位置について疑問を持った。

日本の宅建士も土地建物の取引において、その専門性、公平性を持つ第三者として契約に関わることが望まれている。しかし、宅地建物取引法には、

米国の不動産事情

宅建士を中心な専門家へ

【教員コメント】

宅建士は公

また、重要事項説明は、宅建業者の被雇用者である宅建士が説明を行うことになっている。そのため、会社

(宅建業者)の都合によつては、契約成立に影響する情報を故意に伝えていないということや不実の内容を伝えることを強いられることが起り得るのではないか。宅建業者は売主(貸主)側の専門家として置き、宅建業者は買主(借主)側の専門家として置くことであらうとしてみれば契約が成立してしま

ば良いからだ。

賃貸借の場合には、短期間で借主から解約されば、借主は新たな部屋を探す必要があり、その分新たな

専門家がいる状態になる。情報の非対称性もなくすことができる。

現在、大手企業では多いと営業担当者の9割が宅建士であるという。

それほどの人数が宅建士であり、今料などで利益を上げることができ

る。ここでも、被雇用者である宅建士は、会社に有利になるような行動を求められるのではないか。宅建士が専門家である以前に被雇用者とい

う立場であることから、果たして本

なって最適なものを見つける専門家としてのニーズが増えてくると

私は考える。

本当に中立の立場に立てているのだろうかと疑問を感じた。

このことから私は宅建士も、弁護士や建築士と同様に士業として独立して事務所を構えることを提案す

る。もっともアメリカでもエージェントはプロパーに属している。学生が感じた中立性確保の違いは、両手仲介が認められるか否かの違いなのかもしない。中村喜久夫

正かつ誠実に事務を行なうことが求められる(宅建業法第15条)。しかし、宅建業者の従業員である以上、制約を受けるのでは、という指摘である。この提案では、宅建士を買主(借主)側の専門家として置き、宅建業者が感じた中立性確保の違いは、両手